

第1章 特定事業主行動計画について

1 計画の位置づけ

この計画は、法第19条に基づき、特定事業主である大阪府知事、大阪府議会議長、大阪府教育委員会、大阪府選挙管理委員会、大阪府代表監査委員、大阪府人事委員会及び大阪海区漁業調整委員会がそれぞれにおいて実施する女性職員の職業生活における活躍の推進に関する今後の取組み等に関してとりまとめたものです。

2 計画の対象となる職員

この計画の対象となる職員は、大阪府知事、大阪府議会議長、大阪府教育委員会（ただし、府立学校の職員を除く。）、大阪府選挙管理委員会、大阪府代表監査委員、大阪府人事委員会及び大阪海区漁業調整委員会が任命する職員とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とします。